

# 福山市民病院産業廃棄物【廃酸（ホルムアルデヒド）・特管廃油（キシレン・アセトン）】収集運搬処理業務仕様書

業務名 福山市民病院産業廃棄物【廃酸（ホルムアルデヒド）・特管廃油（キシレン・アセトン）】収集運搬処理業務

業務場所 福山市民病院  
福山市蔵王町五丁目23番1号

この仕様書は、福山市民病院から排出される産業廃棄物を法令【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）】に基づき、安全かつ適正な収集・運搬・処理業務を確保するために示したものである。

## 業務内容

- 1 業務の実施にあたっては、毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準・廃棄物処理法を遵守し、安全かつ衛生的に業務を行うこと。
- 2 廃棄物収集積載後の廃棄物保管施設及び周辺は十分に清掃すること。
- 3 臨時、緊急に業務を指示したときは、協力しなければならない。
- 4 契約単価は1kgあたりの単価とする。なお、単価は処分料を含む税抜きとする。
- 5 産業廃棄物については、電子マニフェストにより管理すること。
- 6 中和による汚泥については、焼却による中間処理を必要とするため、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可業者のうち、事業の区分が中間処理（焼却）で産業廃棄物の種類が汚泥の許可を有する者の産業廃棄物処理施設で処理が可能な者に限るものとする。焼却による残さは適正処分するものとする。
- 7 収集運搬及び処分は、原則月1回実施するものとする。
- 8 廃棄物を貯蔵する容器は返却不要。

## （予定数量）

（廃酸）ホルムアルデヒド 2,520kg/年

（特管廃油）キシレン・アセトン 1,440kg/年

※ 予定数量は、あくまで見込であり、発注数量を保証するものではない。